

第162回東北地方交通審議会
船員部会議事要録

令和4年4月22日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北交通審議会第162回船員部会

日 時 令和4年4月22日(金) 13:30～

場 所 仙台第4合同庁舎 2階会議室

出席者 公益委員 : 高橋(真)部会長、増田部会長代理

豊田委員、佐々木委員(欠席)

労働者委員 : 鈴木委員、高橋(雅)委員、奈良委員

使用者委員 : 増富委員、平岡委員、勝倉委員

運輸局 : 佐藤海事振興部長、門真海上安全環境部長

今泉海事振興部次長、菊地船員労働環境・海技資格課長

上村船員労政課長、鈴木専門官、鈴木労政係長

1. 開 会

2. 議 題

(1) 管内の雇用等の状況について

(2) 情報提供について

(3) その他

3. 閉 会

(資料)

資料1 船員職業安定業務取扱状況説明資料(2月分)

資料2 新規求人・求職数(東北管内:3年対比)

資料3 有効求人・求職数(東北管内:3年対比)

資料4 新規求人・求職数(全国)

資料5 有効求人・求職数(全国)

資料6 有効求人倍率(東北管内)

資料7 有効求人倍率(全国)

資料8 「めざせ!海技者セミナーin仙台」の開催について

資料9 人事異動

【今泉海事振興部次長】

議事に入ります前に、4月1日付けで東北運輸局に人事異動がございました。
海上安全環境部長が交代しましたので、門真新部長よりご挨拶を申し上げます。

【門真海上安全環境部長】

〔挨拶〕

【今泉海事振興部次長】

このほかの人事異動につきましては、事務局から紹介いたします。

海上安全環境部船員労働環境・海技資格課長が菊地に変更になりました。

【菊地海技資格課長】

〔挨拶〕

【今泉海事振興部次長】

〔第162回船員部会の成立状況について報告〕

〔配付資料の確認〕

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

高橋部会長、よろしく願いいたします。

◎議 事

【高橋（真）部会長】

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題（1）に入る前に、前回の船員部会で発言のあった航行区域の見直しに関する経団連からの要望事項への対応について、事務局から報告をお願いします。

〔上村船員労政課長から参考資料に基づき報告〕

【高橋（真）部会長】

ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問とかありますか。平岡委員。

【平岡使用者委員】

私が前回お話ししたのは、沿海区域そのものを拡大していただきたいということ。実は、弊社では限定近海区域の船舶を所有しており、乗組員の配乗は近海区域に基づく配乗になるので、通常総トン数499トンの沿海区域であれば、船・機長は5級海技士、一航士・一機士は6級海技士になりますが、限定近海区域の場合はワンランク上の近海区域に準じた4級海技士と5級海技士が必要となります。また、総トン数499トンを超えて、最近では居住区等の拡大のため総トン数749トン型というのが結構建造されていますけれども、その船型にする場合には船・機長は3級海技士が必要だということで、海技免状がワンランク上となると船員不足の中で、船員を確保するのが大変だというのが実情です。

【高橋（真）部会長】

そうすると、限定近海の場合だと海技資格の関係で、使用者側からすると人材の確保など対応しづらいということですか。

【平岡使用者委員】

はい、海技免状の件です。海技免状を沿海と同じような配乗でいいとすれば、今後代替船建造するにおいても限定近海で船舶を建造するようになると思います。そういう事情もあるということをお省に伝えていただければと思います。

【高橋（真）部会長】

事務局に確認ですが、前回出された経団連の要望に対しては、事務局で調べた結果、検討してもう既にこういう形でやりますよと決定されている内容と理解したのですが。

【今泉海事振興部次長】

お省に確認したところ、当時の要望に対して検討した結果、限定近海を新たに設定したということです。

【高橋（真）部会長】

そうすると、前回の経団連の要望に対しては、限定近海の設定で決定事項だと、今の平岡委員の指摘された内容は、海技免状を沿海と同じようにできないか、使用者側からすると人材確保が大変だという実情を事務局から本省に報告してもらおうという程度でいいですか。

【平岡使用者委員】

はい

【高橋（真） 部会長】

そのほか、この件に関して何かございますか。よろしいですか。

それでは、「議題（１）管内の雇用等の状況について」事務局から報告をお願いします。

[上村船員労政課長から資料１～７に基づき報告]

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告内容について、何かご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、「議題（２）情報提供について」委員の皆様から情報提供をお願いします。

最初に、労働者委員からお願いします。高橋委員、お願いします。

【高橋（雅） 労働者委員】

令和４年度の労働協約の改定が３月３０日に妥結して、日本カーフェリーは、職務給を５００円改善して、員級で９,８７０円という金額です。そのほか、育児休業、介護休業、または家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に基づき、整理明確化を図るという内容です。

内航船では、内航二団体と全内航ですが、標令給を５００円アップして、１８歳の標令で１７万２,４５０円という金額になります。

それから、陸上休暇の買い上げ率を0.5割プラスして7.5割にすると。船長水先慰労金については、上限を1,000円プラスして7万4,000円とする内容です。

内航二団体の退職手当の勤務年数について、令和4年4月1日以降、34年から35年を0.5か月プラスという内容です。その他、育児関係についても明確化すると。それから、年間臨時手当ですが、昨年同率の年間で42.6割を支給するという内容になっています。

全内航では、退職慰労金が、2024年4月1日より現行62歳から63歳を0.5か月分とする内容です。育児に関しても、内航二団体と同じで、年間臨時手当については、年間で40割相当、昨年同率です。

中・四国の旅客船集団交渉で、初任額を一律100円の増額と、家族手当を100円増額する内容になっています。この家族手当ですが、18歳未満の子供及び在学中で就職を有しない23歳未満の子供についての内容です。以上です。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

それでは、ほかの労働者委員から何かありますか。無いですか。

それでは、使用者側委員からお願いします。勝倉委員、お願いします。

【勝倉使用者委員】

気仙沼でこの時期毎年行われている海技士講習、4月12日から4級海技士と5級海技士を受験する船員を対象に行われております。航海と機関合わせて40名。航海のほうが定員を上回る申し込みがありましたので、それでSECOJ等と協議した結果、全員受入れという形で、合計で機関も含めて40名です。現在、1か月半ほど講習、その後の試験という形で進んでいます。全国から集まってきておりますが、商船、漁船、地元の船員もおりますし、東北地区、北海道、そういったところから集まってきております。

先ほど油の価格の話が出ましたが、気仙沼でも現在、1キロリットル当たり10万円を越すような油の価格になっておりますが、日本はまだ激変緩和の1リッター当たり25円の元請に対しての補助、そういったものが適用されているので、ある程度燃料油の価格も抑えられていると。10万円であっても抑えられているとい

う我々の認識なのですが、海外においては、1キロリッター当たり13万円から14万、洋上補給ですと15万を越すような値段の提示もあり、それでも供給量がそれほど多くないので、業界団体としては、積めるときにフルに積んでおくようにという指導になっています。非常に困った状況になっています。

日本の遠洋漁船は、それでも予定どおりに出漁して操業を行っている状況ですが、海外の台湾、韓国、中国、特に台湾の漁船に関しては、出漁を見合わせて、高雄もしくは海外の港に係船を選択する。さらに今操業中の漁船も、今計画している予定している操業を終えたら高雄の港に帰って長期係留を選択するといった動きになっていて、特に遠洋漁船で捕られるマグロ類の国内搬入量の増加が見込めないというか、減少することがこの先確実視されているという状況になっています。

【高橋（真） 部会長】

はい、ありがとうございました。

増富委員、お願いします。

【増富使用者委員】

旅客船協会からも、燃料の高騰についてですが、現在、激変緩和対策事業という形で、補助金が35円になると思われれます。そのほかの対応策としてトリガー条項の発動について検討されているという状況です。そのトリガー条項の内容ですが、船舶の使用燃料である重油、免税軽油がトリガー条項の対象になっていないことから、旅客船協会では、免税軽油と重油もトリガー条項の対応にしてほしいと要望を出しているところです。

それから、弊社の現状についてお話をさせていただきます。弊社では、離島航路の認定を受けて関係自治体の負担を頂きながら運航しているところでございました。先般、関係自治体であります青森県むつ市、佐井村の市町村長から、離島航路に対する補助金を今年度で打ち切りたいというお話がありました。それを受けて弊社では、運航終了の時期に向けて検討しているところです。船員の雇用につきましては、海員組合と協議しながら対応していくことにしております。今の現状について報告させていただきます。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。

平岡委員、お願いします。

【平岡使用者委員】

はい資料8にあります、7月7日に「めぎせ！海技者セミナーin仙台」を開催いただきましてどうもありがとうございます。最近、船員不足の深刻さが増しております。弊社では2月14日から一等航海士の求人をしてしておりますが、いまだに決まっておりません。同業の数社に相談したところ、船員を確保できなくて派遣船員でしのいでいるとのことでした。早速紹介してもらった船員派遣会社6社へ船員の派遣を依頼したところ、1社から一等航海士の派遣が可能と連絡があり、派遣をお願いしました。船員確保がより困難になった要因として、船員派遣事業があるのではないかと思います。高額な派遣料をもらえば、船員に高額な給料を払うことができます。船員は給料の高い会社に集まります。船員部会で、船員派遣事業や派遣船員数などの実態を把握しなければならないと思います。以上です。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。そのほかございますか。

今の船員の派遣業の問題というのは、以前にも情報として出たような気がしますがすけれども。

【平岡使用者委員】

かなり広がっているというのが実態で、実際に、派遣船員がどのぐらいいるのか、どのぐらいで推移しているのか。派遣船員は以前より多くなっていると思います。会社数もそうですけれども、その実態というのは分からないので、先ほど説明のあった求人数、求職数と、求人倍率、これだけ見ても、そのうちの派遣というのはどのぐらい占めているのか知りたいと思いました。

【増田部会長代理】

派遣で採用になった方は、今日の資料の求人・求職数には計上されないということですか。

【高橋（真） 部会長】

計上されていません。

【増田部会長代理】

派遣される船員は、個人で派遣会社を経由して採用されるのか、それとも派遣会社に採用されてから、必要とする各社に派遣されるのか、どういう働き方になっていますか。

【平岡使用者委員】

派遣会社で採用したときは、この資料に反映されますが、ところが、1回採用した船員をほかの会社に派遣した場合は、この資料のデータには反映されないようです。

【高橋（真） 部会長】

そうすると、派遣船員の実態はどこが把握しているのか。運輸局では、その実態は分からないということですか。ここに出てくる求人と求職のデータには、派遣は入るのか入らないのか教えてください。

【上村船員労政課長】

船員の派遣業の許可については、国土交通本省で行っております。また、本船員部会で報告しております求人・求職数には、船員の派遣は入っておりません。

【高橋（真） 部会長】

入っていない。そうすると、派遣業を仲介する形で船員の人たちが一時的に派遣されるというケースがどんどん増えてくる中で、派遣船員の実態はここでは把握できない。別枠でその派遣の枠を作らないと、見えなくなるということになりますか。

要は、全体のうちのごくごく限られた数だけが派遣を通じて行っていますよということだと、特殊な事例として扱えるから問題にはならないけれども、船員が確保できなくて、平岡委員が発言した派遣に頼るしかないということになると、どうもそれが深刻化していると感じたのですが。

【事務局】

船員の派遣事業というのは、陸上の派遣事業とは違って登録型ではなく雇用型です。派遣事業をする会社は、自社で船を持っていて、それに使う船員を雇っており、当然その交代要員もいるわけです。例えば1隻の船で10人必要であれば、交代要員も含め15人とすると、その15人の枠の中で、ほかの会社から船員の派遣依頼があれば、枠の中の船員を派遣すると。なので、派遣だけでやっているわけではないです。何でこうなったかという、昔、融通派遣ということで、曖昧な船員の異動があり、それを法的に他の会社に派遣する場合は、許可を取っていないと派遣させないという縛りをかけました。なので、派遣事業だけを行っていることではありません。東北で派遣事業をやっているのは1社ですが、実際に業務はやっていない状況で、東北管内の派遣事業者は、派遣の許可を取っていても、実績はゼロです。

関東・近畿・九州のほうの会社であれば、派遣の実績があるかと思います。それについては、定期報告、年1回の年度報告という形で、派遣事業者から事業実績報告書を本省（東京）に報告しております。報告書には船員が何人いて、この1年間の間に何人派遣したかという、数字を全部報告しています。その結果を受けて、本省では年末あるいは年始あたりにフォローアップ会議を開催しており、その年度の状況の報告をして、この状況は本当に正しいのかどうか検討会議をやっております。

【高橋（真） 部会長】

なるほど。はい。

【事務局】

派遣事業の許可を取っている事業者は、自分のところの雇用船員の中から派遣

することになります。

【高橋（真） 部会長】

そうすると、雇用している船員を自分のところから、他の会社で人が足りないというので、そちらに異動させているという理解でよろしいですか。

【事務局】

雇用関係は残したままで、給料も派遣会社が払うことになります。相手の会社は、派遣費用として派遣会社にお金を支払うことになります。派遣費用については、保険とかその他の福利厚生とか考えた場合に、給料と比較して高額かどうか、一概に高いかどうかというのは判断できないということです。

【高橋（真） 部会長】

そうすると、派遣される船員は、例えば1年間のうちの8割はそのAという派遣会社も営んでいる会社で働いていて、一時的に派遣を依頼された会社に異動した場合は、結局その船員はAという会社にもともと採用されているわけだから、ここで報告されている求人・求職なり採用のデータには入ってこないということですね。この理解でよろしいですか。

【平岡使用者委員】

しかし、実際に船員として採用するときは、このデータには含まれますが、派遣船員がどれだけいるのかが分からないということです。年に1回データを取っていると。そういうデータがどうなっているのかと。

【増田部会長代理】

先ほど、事務局から年に1回、派遣事業者から中央に実績報告がされるということだったので、その報告書を簡単に紹介いただければ、どんな状況かというのは分かるのではないのでしょうか。

【高橋（真） 部会長】

事務局では分かりますか。

【事務局】

先ほど、年に1回フォローアップ会議を開催しているという話をしましたが、フォローアップ会議の構成メンバーには海事局と全日海、内航総連、その他に有識者も入っております。年度報告の取りまとめにより、船が3隻、4隻しかないのに、船員を100人も雇っていると、それはまさにいわゆる登録型の派遣じゃないか、この会社はちょっと違法じゃないのかとなると、その業者に立入検査をして、もしも違法であれば是正させるし、悪質な場合には許可を取り消すとか、そういうことを行っております。

また、フォローアップ会議の議事録は公開されていないので、どういう話が出ているかというのは、地方では分かりません。

【高橋（真） 部会長】

なるほど。

例えば、現在、船員に対して派遣業やっている会社が全国で何社あるとか、北海道や東北、関東などそれぞれの地域に何社あるかというのは分かりますか。

【事務局】

派遣事業者数は、ホームページに公表されているので、事業者数は分かります。

【平岡使用者委員】

船員数は分からないのですか。

【事務局】

事業実績で船員数も分かります。

【高橋（真） 部会長】

分かりました。次回に報告いただくということによろしいですか。

【平岡使用者委員】

はい。お願いします。

【高橋（真） 部会長】

はい。分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかに情報提供ございますか。

なければ、資料8の「めざせ！海技者セミナーin 仙台」の開催について事務局から説明をお願いします。

[上村船員労政課長から資料8に基づき報告]

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

ただいまの報告内容について、何かご意見、ご質問ありますか。

【増田部会長代理】

対面で行う場合はブースが幾つかあって、この会社の話を聞きたい時には、学生が列になって並んで、順番に終わったら次の人が説明を受けると思いますが、オンラインでやるときは、どのようにやるのですか。

【上村船員労政課長】

予定としては、企業側は10社程度募集しますが、時間を区切りまして、応募された事業者に対しましてネットワーク通信で行います。

【増田部会長代理】

時間を決めて、あなたは何時に入ってくださいと。

【上村船員労政課長】

生徒には、事前に何時から何時まではこの事業者が説明することをお知らせして、生徒は希望する企業の時間帯に入っていただくスタイルで開催する予定です。

【高橋（真） 部会長】

よろしいですか。

そのほかございますか。

それでは、ないようですので、本日の議事は終了となります。

次回は5月27日金曜日の13時から、会場は4階会議室で行います。

◎閉 会